

佐伯市職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分を行ったので、「佐伯市職員の懲戒処分の公表に関する基準」により、お知らせします。

1 被処分者及び処分量定

所 属	補職名	年齢	性別	処分量定
農業委員会 事務局	事務局長	58 歳	男	免 職

2 懲戒処分を行った日

令和 5 年 10 月 27 日（金）

3 事案の概要

農業委員会事務局所属の本市職員は、令和 5 年 10 月 21 日（土）午前、由布市狭間町の東九州自動車道上り線路側帯に、休憩のため停車中、警察によるアルコール検知検査を受けた。その結果、基準値を超える呼気 1 リットルあたり 0.40 ミリグラムのアルコールが検出され、酒気帯び運転として検挙された。

4 処分の理由

被処分者は、法令等を率先して遵守すべき公務員でありながら、酒気帯び運転という悪質で危険な行為を行った。加えて、管理職という立場で、他の模範となるべき職にあり、社会通念上、到底許容されるものではない。また、現在、市民からの信頼を回復すべく飲酒運転の撲滅に向けて取り組んでいる中での行為であり、市民の信頼と信用を大きく失墜させることとなり、その責任は重い。

よって、本事案は、地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号の規定に該当するものと判断し、懲戒処分を行った。

5 今後の対応

今後は、このようなことが二度と起こらないよう、綱紀粛正、飲酒運転撲滅を徹底します。